

「AI・DX 時代の知的財産戦略について」

経済産業省 特許庁

総務部長 吉澤 隆

皆様改めましてこんにちは。私ただいまご紹介を預かりました、経済産業省特許庁、総務部長をしております吉澤隆と申します。まず本日、リソナアジア・オセアニア財団の第 55 回セミナーにお招きを頂きまして、そしてこのような説明をする機会を設けていただきまして、誠に光栄であり、ありがとうございます。それから皆様、お暑い中お運びをいただいたということで、ありがとうございます。

目次

0. 大阪・関西万博の特許庁の取組
1. 審査状況と特許庁の直近の取組
2. 知財経営について
3. 知的財産活用に関する施策・支援
4. AI／DX時代の知財制度の在り方
5. 国際的取組・模倣品対策

まず本日の私の話の目次をご説明いたします。6 項目ございます。本題に入る前に、冒頭、理事長からご紹介いただきましたが、私ども特許庁がこの 10 月に大阪関西万博に出展をするということになっていまして、こちらの取組について、ご紹介をさせていただきたいと思います。そして本題の 5 項目でありますが、まず、1 つ目が特許庁の審査の状況、それから直近の取組について、2 つ目が、知財経営について。私ども産業界の皆様に、標榜させていただいておりますが、そういった内容についてご説明をします。それから 3 番目、知的財産の活用についての施策・支援についてご説明を申し上げます。そして 4 番目ですが、表題にあります AI/DX 時代の知的財産、特許法などの制度。こちらについて現在、国の方で検討している内容について少し、ご紹介をさせていただくことにします。そして最後に、本日は国際展開をされている企業様もおられ

るかと思います。国際的な取組、模倣品対策の状況などについて、ご説明を差し上げたいと思います。

大阪・関西万博 特許庁出展概要

▶ 特許庁は大阪・関西万博に出展し、若年層の方に向けた展示イベントと、WIPO等と連携した国際フォーラム等を開催予定。

EXPOメッセ「WASSE」での展示イベント

- ▶ 10月2日～10日の期間展示（特許庁・弁理士会共催）イベントタイトルは「明日を変える知財のチカラ ～想いを届ける、世界をよさくする～」
- ▶ 知財は、「世の中を良くしたいという想いのある人」が「社会課題を解決するために使えるツール」として使えるものであることを発信。
- ▶ 特に、若年層の方に向けて、知財の世界に興味を持っていたら、社会課題解決に向けて知財を活用しているアントランナーを紹介する展示や、社会課題を解決する特許技術を使った製品の体験、ステージイベント等を企画。

テーマウィークスタジオにおける国際フォーラム

- ▶ 10月4日、世界知的財産機関（WIPO）や各国知財庁等と連携し、社会課題解決に向けた知財活用の促進等に関する国際フォーラムを開催（ワンデーイベント）。
- ▶ クリーンや女性と若者に関するラウンドテーブル、WIPOと連携したアワードの表彰式（気候変動分野等の知財活用企業が対象）を開催予定。
- ▶ オンライン配信で誰でも視聴可能。

明日を変える知財のチカラ
国際イベントデザインビジュアル

会場図

テーマウィークスタジオ

テーマウィークスタジオ内観

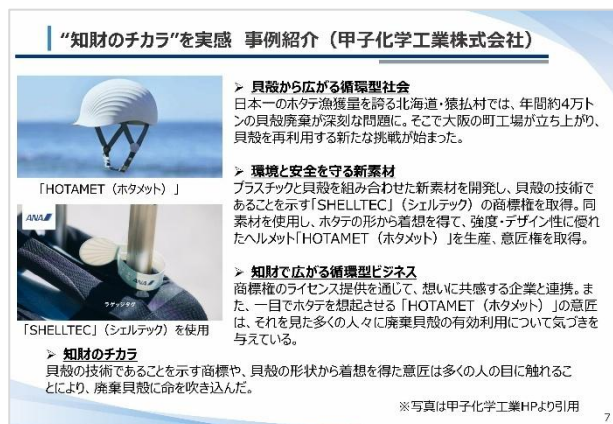
3

それでは順次始めてまいります。まず、大阪関西万博でございます。大阪関西万博の最終週に当たる 10 月の 2 日から 10 日にかけて、特許庁は日本弁理士会などと共催する形で、展示イベント等に出展いたします。概要の左側が、メッセにおけます展示イベントでございます。こちらちょっと小さいですが、左下の方にメインビジュアルということで書かせていただいております。テーマは「明日を変える知財のチカラ」ということです。これは、世の中を良くしたいという想いのある人が、社会課題を解決するためのソリューションに使えるツールとして知財を使っていくということを、若年層の皆様に向けても発信をしていきたいということです。こちらのビジュアルで見いただきますと、真ん中の人物が箱に入っている光るキューブを持っています。こちらがまさに世の中を良くしたいという社会の課題を解決したいという思い。そして、この人物が乗っている立法体が知財というツールである、ということでございます。私の年くらいになると、これはまさに知財が現代の筋斗雲なのかなという感じも思っておりますが、まさに知財が社会課題の解決を通して未来を変えていく、そういう形を実現する、それを見える形で示したいという思いで展示を企画しているものでござい

ます。右側ですが、こちらも岡橋理事長からご紹介いただきましたが、合わせましてこのテーマウィークにおきまして世界的な所有権機関 WIPO、こちらの事務局長ダレン・タン氏をお招きする形で国際フォーラムを開催するというものでございます。後ほど出てまいります、こちらオンライン配信をいたしますので、皆様どなたでもご視聴いただけるというものです。

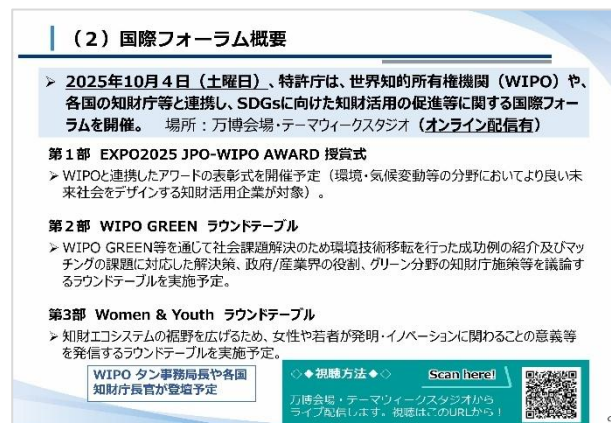


少し踏み込んでご説明しますと、まず1つ目ですが、今申し上げた知財の持っているチカラを実感していただくという展示、2つ目にその特許技術を体験するという、3つ目にステージでイベントをするということです。こちらはまさに明日を変えようとしている、先駆者となる学生さんのアイデアのコンテストを近畿経済産業局と一緒にやる、という建付けになっております。左の展示でございますが、大阪も含めた関西地方からご出展いただく予定の企業様を例として、5 つほど挙げさせていただいております。それから真ん中の特許技術の体験の欄にも京都府の企業様、鮮明で歪みのない空中像を実感、というような形で体験をしていただける仕掛けも用意していこうと思っております。



いくつかの事例を用意しておりますが、一例だけご紹介をさせていただきます。こちら、大阪の甲子化学工業株

式会社様の事例をご紹介させていただきたいと思います。日本一のホタテ漁獲量を誇る非常に所得が高いことでも有名なのですが、北海道の猿払村というところがございまして。こちらのホタテを取っておられるわけですが、この貝殻の廃棄問題が非常に深刻であるということで、この大阪の甲子化学工業様と連携をして貝殻を再利用できないかという、挑戦的な取組をされているという事例でございます。2 つ目のところですが、プラスチックと貝殻を組み合わせた新素材を開発する。そしてシェルテックという商標権も取得され、そして左上の方にある写真でございますが、ホタテの形を模したホタメットというヘルメット、こちらの方をデザインという形で意匠権を取得されております。まさに商標と意匠の知財のミックスというアプローチで、知財に取り組まれているということです。こちら非常に特徴的なのが商標権。こちらで取得した商標ライセンス提供を通じて同じような想いで共感をしてくださる企業様と、オープンに連携をしていく、ということをしてしています。知財のチカラということで、貝殻の形状と商標を持って、この貝殻の問題を世に訴えかけていくことで変えていくという、まさに社会課題の解決の実現に取り組まれている事例でございます。こういったものを、多くご提供をしていければと思っております。

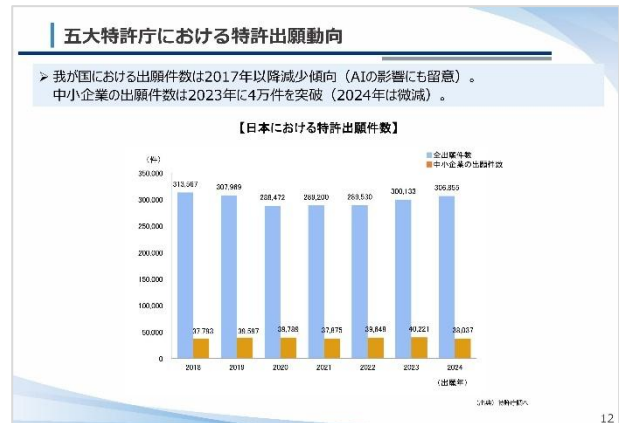


次に国際フォーラムについてです。少し難しい話でございますけれども、世界知的所有権機関 WIPO では WIPO GREEN という取組をされておられます。こちらはグリーンというところからもお分りの通り、主に環境問題の解決のための技術、こちらのシーズとニーズのマッチングを行うためのプラットフォームを展開されているのが、この WIPO GREEN でございます。こちらの環境技術の移転を実際に行った成功例であるとか、あるいは、マッチングのための課題、解決策、それからいろいろなステークホルダーの役割、こういったものを議論するようなラウ

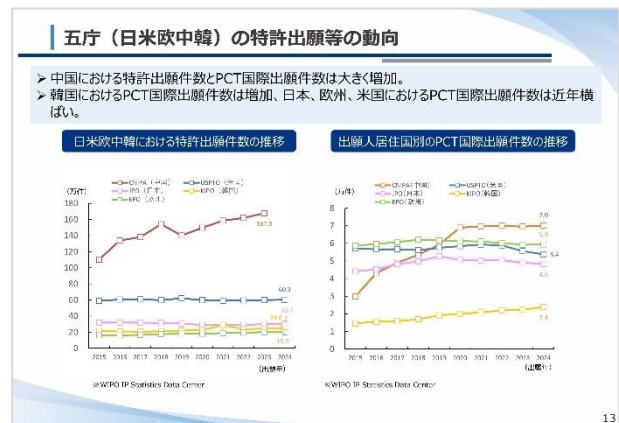
ンドテーブルを行う、ということをしております。その第2部の前に第1部でアワード(表彰)がございます。今回、日本特許庁とWIPO 世界知的所有権機関との間でのアワード、こちらも表彰させていただくということを予定しております。それ以外に、若者と女性にさらに発明イノベーションに関わっていただくという意識を高めていくために、ラウンドテーブルを実施する。こういった内容になっております。こちらのリンクの QR コードの方からは是非、10月4日ご覧いただければと思っております。



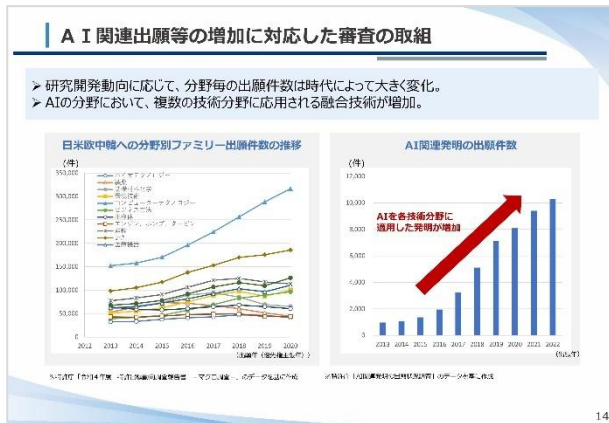
ここからが特許庁の取組になります。特許、意匠、商標の順番で少し状況をご説明させていただきます。まず特許でございます。私ども特許庁としても政府の内部で KPI (Key Performance Indicator=重要業績評価指標) ということで目標を定めている中に、特許の審査を皆様の企業様にご迷惑をかけないように迅速にやっていく目標を定めています。FA、ファーストアクションです。一次審査の通知までの期間を10ヶ月以下とし、権利化までの期間を14ヶ月という実現を掲げていまして、これが今足元で実現できているということでございます。上の濃い方の折れ線グラフが、権利化までの期間13ヶ月、ファーストアクション9ヶ月ということで、足元も実現できているというものです。下の方が、他の五庁と言っておりますが、米国、欧州、中国、韓国の数値とも比較して最も早い。米国などは最近非常に特許審査が増えてきていて、遅延が見られるというような状況も聞いております。私ども日本は迅速に対応していきたいと思っております。



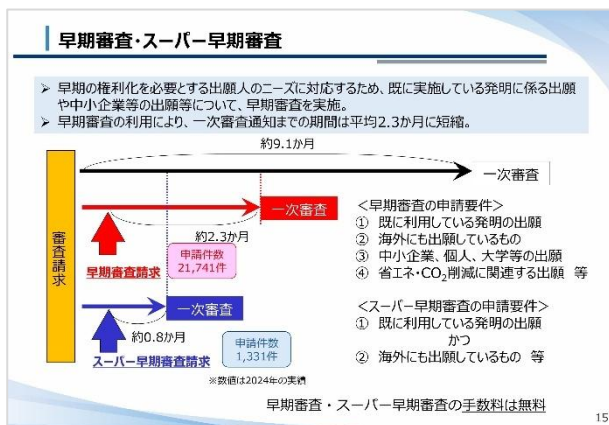
次に、今申し上げた五大特許庁の特許出願ということで、まずこのスライド12は日本における特許出願です。2024年の数値は1週間ほど前に特許庁から最新の数値として出させていただいたものを反映しておりますが、ほぼ30万件というところなんです。ただ全体的な流れで見ますと、2017年以降減少傾向にあり、足元、少し増えているのはどうもAIを活用した出願が増えているという状況が影響しているかもしれません。大きな意味で言えば減少傾向にあります。一方、オレンジ色の棒グラフは中小企業の出願件数で、ほぼ3万件から4万件というところで、2023年は4万件を初めて突破しました。2020年は、少し別の影響がございまして微減しておりますが、中小企業の特許出願も増えてきているという状況かと思います。



次に五庁、米欧中韓と比較したところでございますが赤い折れ線が中国でございます。左側が各国の特許出願ですけれども、他の4国はほぼ横ばいの中で中国が増えている。右側が国際特許出願であります。PCT (Patent Cooperation Treaty=特許協力条約) の出願件数です。若干、中国は足元サチュレート(飽和)していますけど、増えている。韓国が順調に増えている。それ以外の3局はほぼ横ばいという状況でございます。

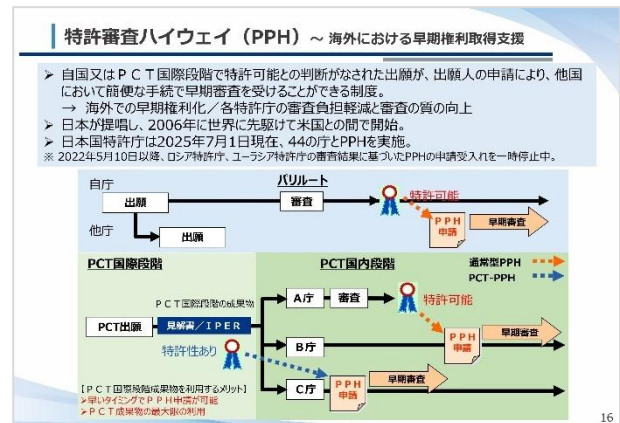


次に先ほど SCREEN ホールディングスの廣江会長からもあったかと思いますが、AI 関連の出願が増えているというところを、私どものデータでも出させていただきました。左側ですが、日米欧中韓へのファミリー出願ということですが、分野別にここに並べております。一番伸びている青い三角のところはコンピューターテクノロジー。これは言うまでもないところですが、その下に計測と書いております。これは自動運転の技術などもここに入ってきて、増えてきているということです。そして言わずもがな AI 関連の発明。これは各技術分野にまたがって適用されたような発明が、どんどん増加していつている状況とっております。

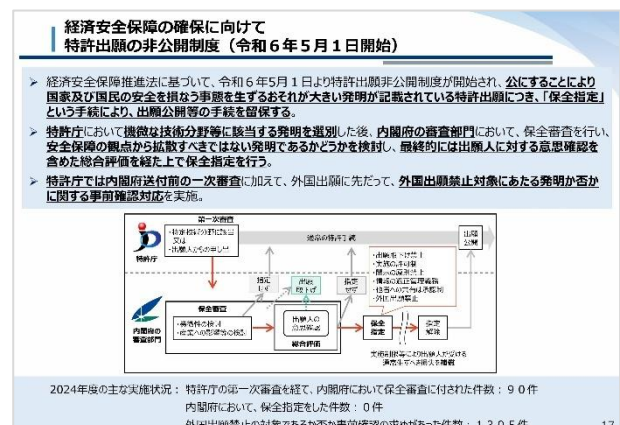


このような中で特許庁としては、従来もやっておりますが、早期審査をさせていただいております。先ほど 9 ヶ月という一次審査の話がありましたけれども、早期の権利化を必要とする、つまり既にもう実施利用している、あるいは海外に出願しているなどのご事情がある場合は、早期に審査をするということで、この場合 2.3 ヶ月あるいはもっと早いということになると 0.8 ヶ月ぐらいで審査をさせていただくといったサービスもしております。これだけ技術の進展、実用化が早まっているという中でこういうニーズを捉えさせていただいて、取組みたいと思っております。

す。

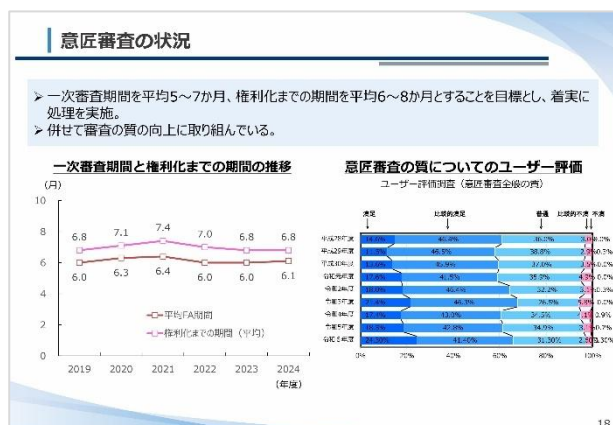


これはご紹介ですが、従来、日本国特許庁は44の国、の特許庁と連携をしまして、特許審査ハイウェイという、早期の外国における特許審査を促すような仕組みを持っております。こちら複雑な図を書いておりますが、一言でいえば、自国あるいは PCT の国際段階で一旦特許が可能という判断が示されれば、それを出願人の皆様、他の国に出願されている場合にそちらにお示しをして、そこが連携をすることによって早期に審査ができる。こういう仕組みを世界的にも広げていくという取組を続けております。国際調和が重要な時代において、こういう仕組みをもっと広げていく、あるいは継続していくことが重要かと思っている次第です。

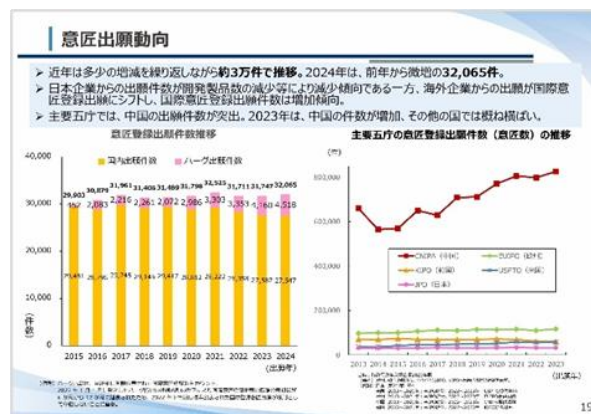


少し話が変わりますが、この会場の皆様の中でもご関心、ご懸念を持っておられる方がおられるかと思いますが、これだけ地政学的に流動化している世の中で経済安全保障環境も厳しくなっているというところで、日本の企業様の技術の機微性に着目した形で、ディフェンスすることが必要だということで、令和6年5月1日から特許出願非公開という制度が、開始しています。1年施行いたしました、公にすることにより、国家国民の安全を損う事態を生ずる恐れが大きい発明が記

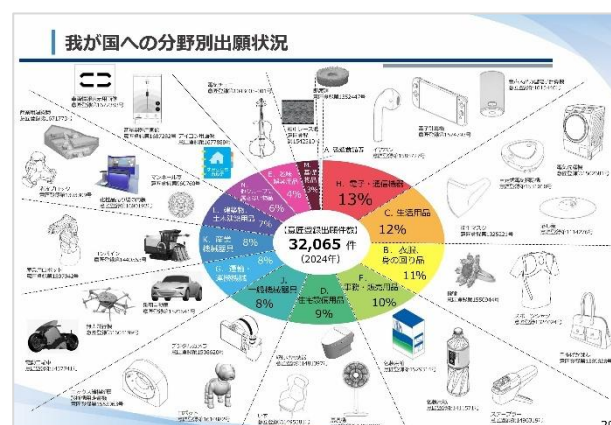
載されているであろう特許出願については、政府内の一定の審査を経て保全指定という手続きを取られれば、出願公開などの特許手続きが留保される。特許は、基本的に一定期間例えば公開するというのは原則ですが、その例外で公開しないという形にしていくという仕組みでございます。こちら下の方に主な状況を書いています。この1年弱の間で、まず特許庁で機微な技術分野に該当するかどうか審査をして、内閣府の別途の審査部門に案件を送った件数が90件ということです。そしてこの内閣府で実際に国家国民の安全を損なう事だということで保全した件数は、まだ1件も出ていないというのが現在の状況です。従いましてまだ現時点では、皆さまに過度なご負担あるいはご不安を与えるようなことになっておりませんが、このような状況についても引き続き注視をいただければと思っております。



続きまして、意匠について少しお話しさせていただきます。こちらの審査の状況ですが、こちらも目標期間として一次審査を5ヶ月から7ヶ月、権利化までの期間は平均6から8ヶ月ということを目ざしており、いずれも足元2024年度は達成しております。それから、もう1つのKPI(重要業績評価指標)として、ユーザーの皆様アンケートを取ることをしておりまして、こちらの足元のアンケート結果も満足というところが、かなり増えてきているということでございます。



意匠の出願動向につきまして、こちらはほぼ横ばいというところで推移しています。ただ特徴として左側の国内の出願ですが、ピンク色のところがハーグ条約に基づく、いわゆる国際出願でして、ここが施行から10年経っておりますが、順次増えてきているという状況でございます。それ以外の右側の方の日本以外の4庁ですが、やはりこちらも中国が意匠を伸ばしてきている、という状況が見て取れるところです。



意匠は特許と違いまして、日常生活に非常に密着したような分野も多くございまして、万遍なく様々な分野に幅広くパランスよく出願をされている、ということかと思っております。



意匠権ですが、意匠にとってどういう活用ができるのという

ころについてです。左側の方ですが、どういう内容で意匠権の権利行使をしたかということについて、まずインターネットサイトで模造品が出ていて、そこの削除申請をしましたというところが極めて多いわけです。警告をしてその後和解に持ち込んだというようなケースも一定数ございまして、こういう形で使っていただく。そして意匠権の侵害物品を、日本の税関が輸入を差し止めると、その申し立ても可能であるということとございまして、こういう水際での対策にも意匠権は使えていくということとでございます。

リヤド意匠法条約について

- リヤド意匠法条約 (Riyadh Design Law Treaty) は、企業・クリエイター等が各国へ意匠出願する際、**国毎に求められる方式要件や手続を調和・簡素化させることを目的とする。**
- 世界知的所有権機関 (WIPO) の SCT (注) にて2005年以降、20年間にわたり検討を行ってきた (特許及び商標分野では同旨の条約である PLT 及び STLT が既に存在)。
- 2024年11月11日～22日、サウジアラビア・リヤドにて、意匠法条約を確定し採択するための**外交会議**が開催され、「**リヤド意匠法条約**」として採択された。
- 意匠に関する条約が WIPO で成立するのは、国際出願・登録制度を定めた条約であるハグ協定ジュネーブ改正協定 (1999年) 以来、25年ぶり。**
- 15の国又は政府機関が批准書又は加入書を WIPO 事務局長に寄託した後、3か月で効力を生じる。

条約名	採択年	発効年	日本加入年
特許法条約 (PLT)	2000	2005	2016
商標法に関するシンガポール条約 (STLT)	2006	2009	2016
リヤド意匠法条約	2024	—	—

注) SCT: 商標・特許・地理的表示の法律に関する常設委員会 (Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indicators: SCT)

これはご参考ですが、意匠が国ごとに求められる要件、あるいは手続き、こういったものがまちまちである、というのは出願人の皆様にとって負担になるということがありますので、知財制度は世界的に調和するということで、この手続きを意匠の分野で調和、簡素化させることを目的とするリヤド意匠法条約が、2024 年の 11 月に採択をされました。ただこれは、まだ発効していないということとであります。こちらが発効していくことにより、各国の手続きが調和されるということも期待されていくということです。

商標審査の状況

- 一次審査期間を平均 5.5～7.5 か月、権利化までの期間を平均 7～9 か月とすることを目標とし、着実に処理を実施。
- 併せて審査の質の向上に取り組んでいる。

一次審査期間と権利化までの期間の推移

商標審査の質についてのユーザー評価

ユーザー評価調査 (商標審査全体の質)

続きまして商標に移らせていただきます。こちらにも目標として、一次審査 5.5 から 7.5 ヶ月、権利化までは 7 ヶ月から 9 ヶ月と

いう目標を達成しているということでございます。若干足元は、少し延びてきているところですが、皆さんにご迷惑をおかけしないようにしたいと思っております。ユーザー評価の方は、いい形で推移していると思っております。



商標出願の動向でございますけれども、こちら、若干特徴的なところがあると思います。右側の世界的な、5 庁、日、米、欧、中、韓を見ましても中国の出願もかなり減ってきたという状況が見てとれます。それでもまだまだ多い部分もございすけれども、2020 年 2021 年前後が盛り上がっていて、これはコロナウイルスと関係があって、いろいろな衛生関係の新商品が出たということが一時的に影響していると思っております。コロナが一段落してみると、その辺りから減少傾向があったということです。左側の日本ですが、似たような動きをしているわけです。徐々に、減少幅が減ってきていて、2025 年になってから、もう足元部分はほぼ横ばい程度まで減少が止まってきているということで、今後、この商標、これは後で出てまいりますけど、中小企業、それから個人の皆様の出願の割合が大きいものですから、この中小企業の皆様のビジネスがどれぐらい活発化していくか、ということにも影響していくと思っております。

商標とその役割

- 「商標」は自社の商品・サービスを表すために使用するマークであり、社名、製品名、ロゴマーク等は商標としての保護が可能。「商標権」は企業における重要なブランド保護手段。
- 多様なブランド保護が可能 (複数の種類の商標による保護)
- 自社の商標を安定的に使用可能 (他人による紛らわしい商標の登録及び使用防止)
- 継続的なブランドの保護が可能 (10年毎に権利更新)

商標の種類

文字	図形	立体	色彩
例: MUJI	例: MUJI logo	例: MUJI bottle	例: MUJI color
例: 株式会社 MUJI 登録第 5174361 号	例: MUJI logo 登録第 5174361 号	例: MUJI bottle 登録第 5174361 号	例: MUJI color 登録第 5174361 号

音	位置	動き	ホログラム
例: MUJI sound	例: MUJI position	例: MUJI motion	例: MUJI hologram
例: MUJI sound 登録第 5174361 号	例: MUJI position 登録第 5174361 号	例: MUJI motion 登録第 5174361 号	例: MUJI hologram 登録第 5174361 号

商標の種類、これは、日頃、皆様が良く目にされる有名な

商品をいくつか出ささせていただいております。文字や図形といった、そういう典型的なものに加えて、立体色彩、音、ここでは不二家のペコちゃん、それからセブンイレブン様、久光製薬様ということで挙げさせていただいておりますが、そういう典型的な文字図形以外の商標も保護の対象となっているということと、上から4つ目のところですが、こちらは、特許、意匠とは異なりまして、10年ごとに権利更新をすれば、永久に権利を維持し続けることができるという制度になっております。

地域団体商標

地域団体商標 = 「地域名 + 商品（役務）名」

- 地域ブランドの保護による地域経済の活性化を目的に、2006年に導入
- 地域ブランドとして用いられることが多い、**地域の名称及び商品（役務）の名称等**からなる文字商標について、一定範囲の地域で有名である等の要件を満たせば登録可能とする制度
- 登録できる主体は、**組合、商工会、商工会議所及びNPO法人**に限られる
※2017年7月からは、地域未来投資促進法による商標法の特別措置により、一定の条件下、一般社団法人まで主体を拡充

「淡路島の生しらす」
（淡路島産生しらすの生産者等による組合）
登録商標第687723号

「二風谷イタ」
（二風谷産イタの生産者等による組合）
登録商標第6884121号

「永上温泉」
（長野県永上温泉の温泉利用組合）
登録商標第6887123号

「築地場外市場」
（築地場外市場の運営者）
登録商標第6887960号

そして、地域団体商標というものがございます。地域名に商品名を加えて商品の役務の名前をつけるという商標でございますが、これは地域名が入っていることから原則として登録不可ということなのですが一定範囲の地域で有名であるなどの要件を満たす場合には登録可能という制度が2006年から導入されているということです。関西地方で言いますと、こちらの「淡路島の生しらす」といったような話でございます。こちら地域起こしといったところに、非常に有効な1つのツールになっていると思います。

知財経営とは？

- 特許権、商標権等の知財を組み合わせて商材の差別化を狙う。
- 知財情報分析を通じて効率的に協業相手を探知し、オープンイノベーションを進める。
- どの技術の特許権化し、どの技術を普及させて市場を拡大するか等、経営革新に向けた戦略を策定する等の知財を活用して高度化する経営を指す。

次は知財経営の話をしていただきます。先ほど、SCREENホールディングスの廣江会長様から非常に具体的かつ説得力のあるお話がありまして、まさにこれこそ知財経営を実践さ

れているのだなと感じ入ったところでございます。私ども特許庁でもこの知財を経営に生かすというところを、是非皆さんと一緒にやっていきたいと思いますということを、呼びかけさせていただいております。私どもとしてはこの部分について、特許、意匠、商標等、こういった知財権をまず組み合わせてミックスしていった差別化を狙う。そして情報分析が重要だというのは先ほどもお話ししましたけれども、こういった中で協業相手などの状況もよく知りながらオープンイノベーションを進め、クローズド戦略も合わせて持っていくということです。先ほどありました、経営革新に向けた戦略を策定していくという1つの材料になっていくと、こういったものの知財を活用して経営を高度化するということを指しているものです。

知財経営を活用した日本企業の活性化

- 欧米では企業価値の源泉が有形資産から無形資産にシフト。無形資産はイノベーション創出の源泉であると同時にGDPが高い相関関係にあると指摘されているものの、日本では依然として有形資産中心。
- 令和6年5月の産業競争力強化法の改正によるイノベーション拠点税制の措置や、知財財産を活用することで経営の高度化を図る「知財経営」に向けた環境整備が進んでいるところだが、的確な知財経営を実践できている企業は多くない状況。
- 日本企業がイノベーション「種ぐさ」を高めるためにも、知財経営の推進、高度化を図っていく必要。

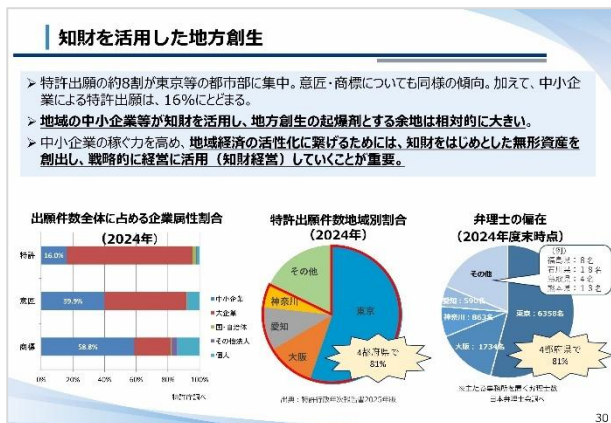
無形資産投資、有形資産投資（民間投資）の対名目GDP比率推移

無形資産投資と名目GDPの相関関係（1995～）

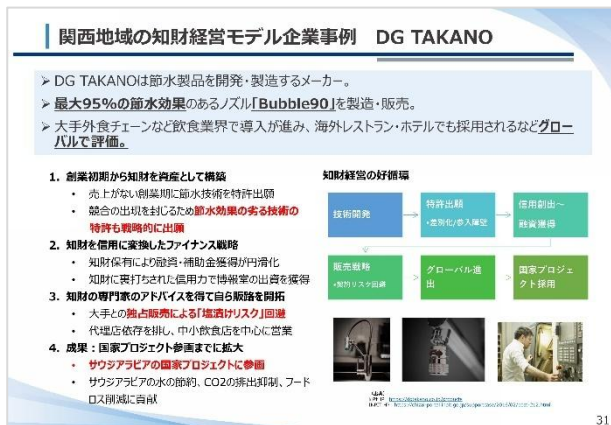
知財活動が経営に貢献していると思うか

知財の経営を活用すると、日本企業の活性化につながるのか、ということですが、ここはなかなかいろいろな研究もあるかと思いますが、まず少なくとも言えるのは欧米、特にアメリカ、左側の下の図ですが、無形資産と有形資産の投資で見ますと、無形資産の方が上回り、無形資産の拡大の方が大きくなっている。無形資産にシフトをしているということです。そして真ん中の図ですけれども、日本以外の、ここでは米国、ドイツ、イギリス、フランスを挙げておりますが、当然のことながら、この無形資産の投資の増加と、1人当たり名目GDPの間に正の相関関係があると、イギリスなんかは非常に高い相関があるという風になっておりますが、日本は左下の方にぐちゃぐちゃとなっている。1995年から見てもこの部分の伸びがないという、そういう状況が見て取れます。こういった中で、昨年5月の法改正でいわゆるイノベーションボックス税制というような形で一部知財権のライセンス等について、税制優遇措置ができたということや、それ以外にコーポレートガバナンスコードに知財が組み込まれるなど、こういう活用環境は整ってきていると思

います。こういった中でもう1 段の活動を高めていくことが重要かと思います。

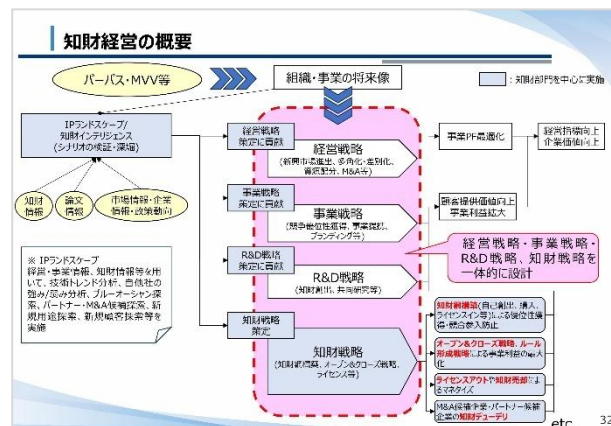


こちら地方創生にも関係すると思います。真ん中から右側の2 つの円グラフは、特許出願そして弁理士の皆様の地域別の割合ですが、いずれも東京、大阪、愛知、神奈川の4 都府県で80%ちょっとというところを占めているということですね。残りのその他のところに入っている地域の皆様の知財の活用の余地、これはまだまだ大きいということです。そして左の棒グラフでございますけれども、こちら特許、意匠、商標のそれぞれ中小企業、大企業等の割合です。特許は、地域で支えておられる中小企業の皆様の割合は全体で見て16%、一方商標は58.8%ということです。これは、技術を中心とした特許を伸ばす余地も大きいですし、商標を拡大していった地域を掘り起こしていく、という潜在力もあるということかと思っております。



ここで1 つ事例を挙げさせていただきます。こちら DG TAKANO 様、結構有名な企業様なので、あらためてということはあるのですが、今、登記上の本社は東京に置かれておられますが、元々歴代東大阪で事業をやられている会社様です。こちらは節水製品の開発製造、95%の節水効果のあるノズルを製造販売されて、これらを大手外食などを含めて様々な企業

が導入されています。最後はグローバルな話で、サウジアラビアにも、という話がでております。ポイントといたしましては、左側の1つ目ですけれども、その初期、第二創業的に新しい会社を立ち上げられた後から、知財、特許を戦略的に出願されてきたというところ、そして知財をテコにファイナンスを組まれてきた。特に融資、補助金、そして出資、こういったものを得られてきた。3 つ目ですけれども、代理店というよりは、むしろ自ら販路を開拓するというところで、中小飲食店などにも営業するという戦略を持っていたということで、その結果として、サウジアラビアの国家プロジェクトにも参画するような形で伸びてこれたという事例でございます。



そしてこちらの図は私どもで、知財経営というものの全体像がどんな風に整理されるのかということ、簡単に模式的に表したものでございます。こちら、会社の中の知財部と経営者の方、あるいは経営企画そういったところの経営戦略との関係性を議論していますが、グレーの色が付いている部分が知財部の活動であり、ピンク色の部分が会社の経営戦略そのものの部分です。こちらを融合してやっていくということですが、ここでポイントとなる部分といたしましては、事業あるいは経営の結果として出てくる事業の後工程で、その開発した成果を特許で知財化していく順番というよりは、むしろ組織事業の将来像から解き起こしてどのような経営戦略を取るのか、どのような市場進出戦略を取るのか、多角化をするのか資源配分を行っていくのかというような形です。これが事業ポートフォリオの最適化に繋がっていくわけです。そして事業戦略、個別の事業についてどういう競争優位性を獲得していったらいいという提携を組んでいくのか、それを踏まえた上での R&D 研究開発戦略があり、そして最後に知財戦略が来るということです。そしてそれぞれの場面におきまして左側の方に IP ランドスケープ

と書かせていただいておりますけれども、知財情報は世界各国で無論公表されていますけれども、必ずしもその知財情報のみならず、市場情報、企業情報、政策動向こういったものを全て組み合わせることで分析をすることにより、技術トレンド、他者の強み・弱み、ブルーオーシャンはどこにあるのか、パートナーM&Aの候補はどういったところがあるのか、新規顧客はどの辺りにいそうなのか、こういったところを分析しそれぞれの経営戦略の検討の場面でインプットをしていく、ここが経営と知財部門の連携の部分です。ここを強固にやっていくということにより、右側の下の方に知財としても隙のない知財網を構築して、圧倒的な優位性を持つ、あるいはオープン&クローズ戦略を通じて他の方とも連携をしていく、あるいは先ほどありました一部のそのポートフォリオ見直しの中で、ライセンスをもうやめるライセンスアウト、知財売却といったことで現金化していく、M&Aに使っていく、こういったことがあるわけです。そしてこの知財経営を実践されている皆様の中で、やはり私どもがいろんな企業様からお話を聞いていると、研究者のご出身で例えば、自ら特許を持たれたさっきの廣江様でございますけど、そういった方が経営のトップに立たれるというような会社様が、知財経営をしっかりと充実して行っておられる1つの典型例になっているという認識をしております。



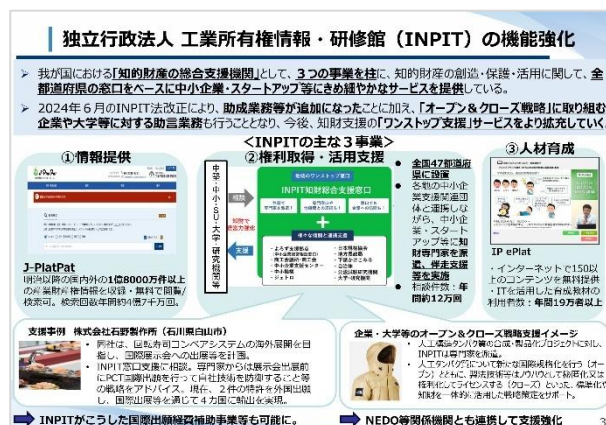
こういった知財経営の実践を支援する事例集ガイドブックと
いうことで、2019 年以降毎年本の形で出させていただいてい
ます。いろいろなヒントなどもこの中に入っております。先ほ
ど申し上げましたコーポレートガバナンスコードの中にも、近年、
経営層と知財部門のコミュニケーションあるいは、知財経営の
経営情報の開示といったものを示しているものがあります。そう
いったもののお役に立つ部分とっております。



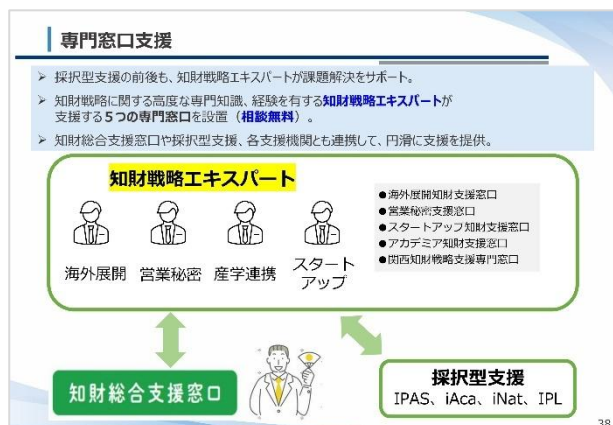
この後出てくるのですが、INPIT、独立行政法人工業所有権情報・研修館という長い名前の組織が、関西に拠点を持っております。この近くで、うめきたのグランフロントの北館に拠点を持っております。こちらはまさに、関西地方の皆様の知的財産活用のための支援ということで、戦略的な窓口を設けるとともに、特許庁そのものの機能の一部をこちらでもお受けいただけます。真ん中の下側に出張面接、あるいはオンライン面接、検索用端末も必要であればお使いいただけるというようなサービスをやっています。是非ご利用いただければと思います。



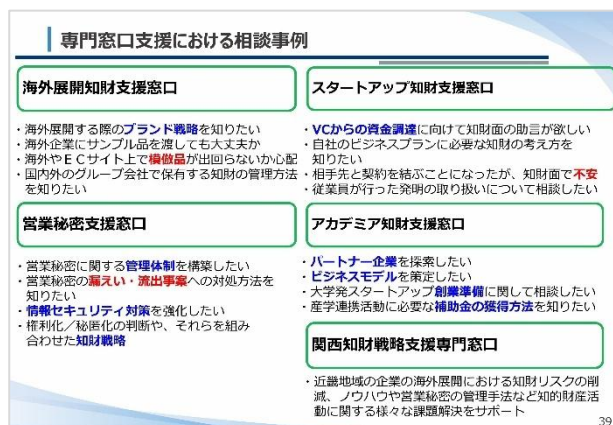
こちらは毎年知財フォーラムを行っているというご紹介でございます。



今ほど申し上げました工業所有権情報・研修館 INPIT が提供させていただいているサービスをここでご確認をさせていただきます。1つ目左側ですがJ-PlatPat、ご存知の方もおられるかもしれません。国内外の1億8000万件以上の特許などの情報を収録。こちらを無料で閲覧できるサービスでございます。真ん中の方に権利取得・活用支援ということですが、47都道府県に知財総合支援窓口という形で置かせていただいた上で、そこを起点に専門家を派遣するということをしています。そして、人材育成のためのコンテンツ、こういったものも提供しているというサービスを行っております。

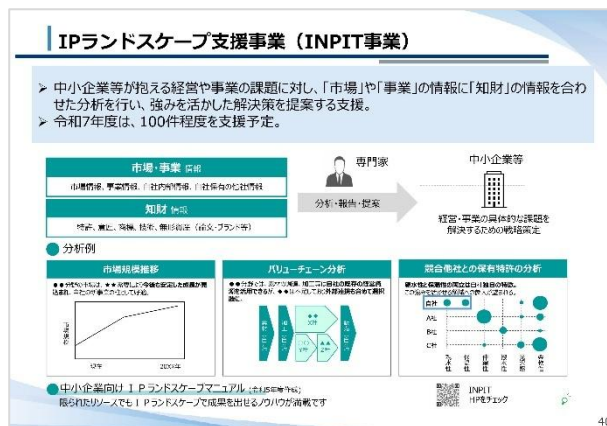


少し具体的にご説明をいたしますと、こちらの知財の専門窓口には、高度の専門知識を有するエキスパートが相談にお答えしております。こちらにつきまして後ほど出てまいります、採択型支援というのは様々なご相談に応じながら、もう少し踏み込んだ形で個別の事業者様を採択し、一定期間継続的に伴走支援していくという仕組みで、こちらにつなげていくというような支援をさせていただいております。

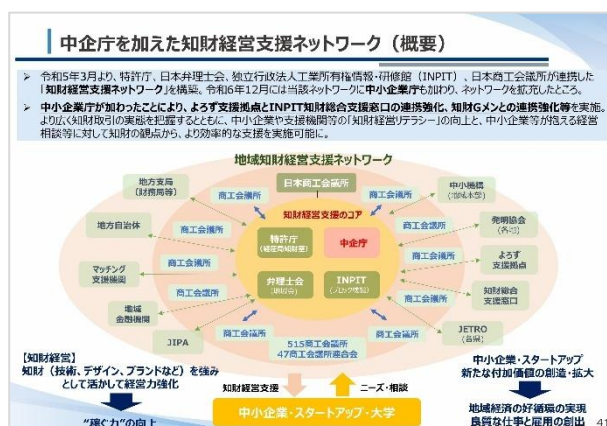


こちら今の窓口の5つの機能です。左上の海外展開の時ですが、いろいろなご相談事あるいは営業秘密、これは広い意味でのもちろん無形資産、知的財産の一部でございますが、

こちらの漏洩等を管理したいというところなんです。右上こちらは前向きに出願を出していきたい、ということでスタートアップの皆様のご相談に応じるところ。そして真ん中、産学連携でございますけれどもアカデミア(大学)の、シーズサイドの始めの段階から一緒に考えていこうということ。こういったものに取り組んでいるものでございます。

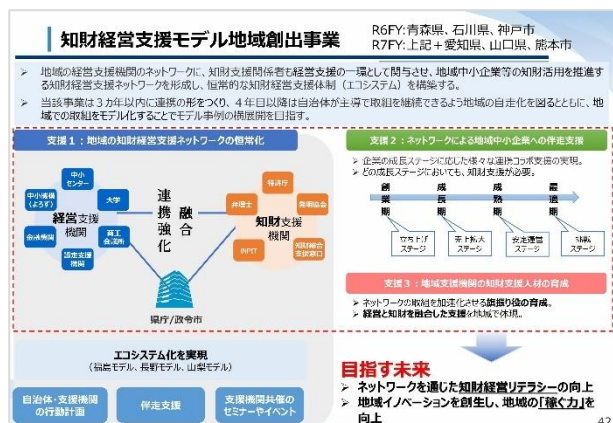


先ほど少し申し上げました IP ランドスケープでございます。なかなか難しいですが、こちらの分析例ということで、市場規模をまず推移を分析したり、あるいは取り組んでいる様々な製品サービスのバリューチェーンを分析して、どのような部分について他者の経営資源を活用できるのかどうか、というようなことを含めて分析をする。あるいは右側の自社と競合他社との間で保有特許を分析して、どこに技術的な強みがあるのか、こういった基礎的な部分をまず中小企業の皆様がご自分ですることが難しいという時に、これをまずレポートという形でおまとめをさせていただいてご提案をする、という事業もしております。



こういったものを、面的に地域で広くやっというところで、社会活動的ではございますが、特許庁、それから日本弁理士会、そして INPIT、そして日本商工会議所様、中企庁こちらは政府の中ですけども東京のサイドでも連携し、そして地

方の各関連機関で連携していただこうということで今呼びかけているところがございます。



その中で1点だけご紹介をさせていただこうと思うのが、知財経営支援モデルということでございます。これは各地域におきまして、モデル的な事例を作っていくということと取り組んでいるものです。令和6年度からやっておりますが、こちら右側にあります青森、石川、神戸、関西では今神戸ということになっておりますが、大阪の方でも是非とは思っております。こちらに加えて、今年度から愛知、山口、熊本というこの6箇所で開催しております。左側の方の模式図ですけれども、県庁あるいは政令市からの申請に基づいて、特許庁の方で認定をさせていただくという仕組みですが、この県庁が関係の産業振興機関といったところと連携をする。そして右側のオレンジ色のところが弁理士や発明協会、INPIT等々こういった知財関係の機関を全部、融合させていくという形で企業を支援しようというモデルを作っていく、エコシステムを作っていく、という取組を後押しするものでございます。こういったものは今我々の方で認識している限りは、例えば福島、長野、山梨、こういったところでは先行的に行っている、こういったものをもっと広げていくということでございます。

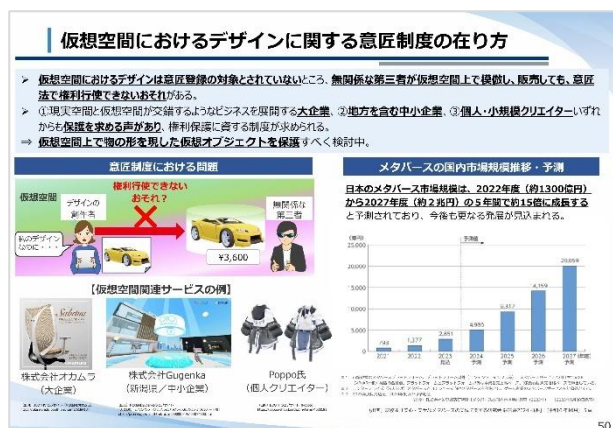


一点具体的にその神戸の事例をご紹介させていただきますと、こちらは特徴的なのがスタートアップの支援に注目しているところと、そして特許情報を活用して、スタートアップと、提携先のパートナーの候補をマッチングしていきましょうという、そういう取組です。こちら神戸市、それから神戸商工会議所、弁理士会、INPIT 関西、みなと銀行、神戸大学、こうべ産業・就労支援財団、新産業創造研究機構(NIRO)、関西イノベーションイニシアティブ(KSII)、こういったところが集まり連携してスタートアップが事業化をしていく。そのための知財の支援をしていくということでございます。実際、令和6年度に5社ほどのスタートアップを支援いたしまして、マッチング候補になるパートナーというものとの出会いのところまで作っていたということです。まだこれからですが、こういったものがエコシステムとして循環していくところを支援していく、という取組をしております。

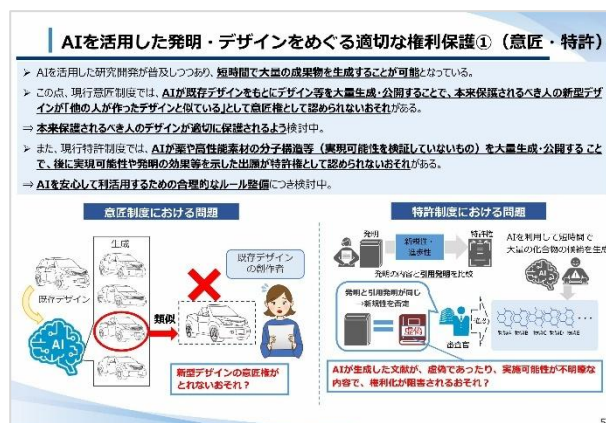


そして一般の中小企業の皆様への海外展開ということで、外国出願をするにあたっては、どうしても費用面が1つの課題になるということです。従って中小企業の皆様に対して、一事業者あたりの補助金の割合としては補助率は1/2ですが、上限300万円、特許の出願の場合は上限150万円ということで、外国の出願のための補助金等を用意させていただいております。右側の方は、相談窓口等を通じて、これまで海外展開を成し遂げていったという事例として、「初音ミク」の中国等への商標出願の事例なども挙げさせていただいております。

はなされました。ただこれは一判例でしかありませんので法的な安定性を確保するために何らかの立法措置でより明確化していく必要があるのではないかなという問題意識を持って今取り組んでいます。こういったものは右側の下の方の、例えば、繋がる車のコネクティッドカーの関係などでも潜在的にありうる話かと思っております。これが1点目です。



2点目が意匠の話でございましてデザインの制度。これまで、仮想空間におけるデザインは意匠登録の対象とされていないと書いております。一部の平面画像につきましては、意匠権の対象になっているのですが、仮想空間における3Dのオブジェクトみたいなものは、意匠登録の対象となっております。現在もこういう仮想空間上で全く別の無関係な第三者が3Dオブジェクトみたいなものを作って、露出する、あるいは売る、こういった行為も、一部あるようでございます。こういったものをどのように取り締まれるのか、あるいは権利を保護できるのかという声が、大企業、中小企業それからクリエイターの皆さんからも出てきている。この仮想空間にある仮想オブジェクトを意匠で保護できるのかという話です。右側のメタバースの市場規模というのは今後2027年に向けて約2兆円に急増する、最近ちょっとメタバースという言葉聞きませんが、こういう仮想空間が大きな流れになっていることは間違いないかと思います。



3点目4点目はAIの関係ですが、コインの表裏のような関係になっております。いずれも意匠と特許に共通の課題でございすけれども、AI、特に生成AIによりまして短時間で大量の成果物を生成していくということが現実になっております。ここで、左側の下の方にありますが、例えば自動車メーカーと無関係の方が、既存のモデルから次の新しい自動車のモデルを予想して、こういったものを大量に生成してネット上で流布する、ということが実際あるわけでございますが、そういった場合に例えば、次にその会社さんが作ったデザインがたまたまそれに当たった、という時にこれはその会社様の本当のデザインは意匠として認められるのですか、という話です。これは前提としましてはこのデザインも新規性が求められる、特許もそうですが、特許、意匠とも新規性が求められるというところで、誰も今まで知らない新しい発明、あるいはデザインであるということが求められている中で、こういう風な形で非常に大量に自動的に作られたデザインがネット上に出ている。こういう状況の中で、後から本来保護される方がデザインを作った時に、権利として認めるのかという議論がございす。同じような議論が特許の方にもあります。こちらの右の図ですけれども、まさに分子構造、亀の子の構造ですけれども、こういった大量の化合物のこの分子構造をAI自身が自分で作って、そして自分で一部そういうものについての実験みたいなものもしてデータを取るというようなことがあるわけですが、こういったものが大量に生成公開された場合に、後々に本当の製薬等のメーカーの方が実現可能なものとして単に分子構造としてでたために作ったということじゃなくて、実現可能なものとして出されてきた時に、これによって特許性が否定されないか、とそういう問題がございす。こちらについての何らかの明確化をしていくことが必要かと思っております。

2024.10 IIPPF×ベトナム市場管理総局

【侵害発生国・地域の政府との連携・協力関係の構築】 ベトナム

(IIPPFとベトナム商工省市場管理総局間のMOU締結 (2024/12/20))

- 2024年12月20日、小野洋太特許庁長官立ち合いのもと、IIPPF (※) とベトナム商工省市場管理総局との間で、知的財産権の保護及び執行における協力に関する覚書 (MOU) を締結。
- (※) IIPPF: JPOが活動を支援して海外の模倣品対策に取り組む官民合同のフォーラム (シエトロが事務局)。
- ベトナム商工省市場管理総局は2025年3月3日にベトナム国内市場管理・開発局へと再編成となったが、長官は同じデヤン・フー・リン氏である。



特許庁長官 小野洋太氏、IIPPF代表 小野洋太氏、ベトナム市場管理総局長官 デヤン・フー・リン氏 (左から順に) がMOU 締結の署名式を行いました (経済産業 特許庁)

56

最後に昨年10月にこれはベトナムの例でございますが、市場管理総局という、模倣品を取り締まる当局との間でIIPPF・国際知的財産保護フォーラムという日本の官民の連携の組織とMOU(覚書)を締結して、まさにベトナムの市場管理総局に日本の企業の皆様が現地でいろいろな情報提供をし、取り締まりができるような取組を行っています。こういった動きを広げていくということも重要かと思っております。

以上、少し駆け足になってしまい、しかも若干雑迫な説明になってしまいましたが、今特許庁で取り組んでいる内容をご説明させていただきました。皆様何かのご参考になればと思います。ご清聴ありがとうございました。

(終了)